最低賃金引上げに向けた対応

第2回 中小企業・小規模事業者の最低賃金引上げカワーキンググループ



平成30年3月28日 厚生労働省

最低賃金の重点監督

平成28年度の実施概要

平成29年1月~3月にかけて、全国の労働基準監督署で約15,000件実施 (前年度比2割増)

最低賃金重点監督

- 各労働基準監督署において、最低賃金未満の労働者割合が高い業種や過去の違反率が 高い業種、法違反の疑いのある事業場情報等を踏まえ、監督指導が効果的に行われるよ う事業場を選定し、実施
- 使用者に労働基準監督署への来署を求め、労働基準監督官が賃金台帳等を調査

取組の成果

小規模事業所の未満率

2.7%(平成28年) 1.7% (平成29年)



(資料出所:厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」)

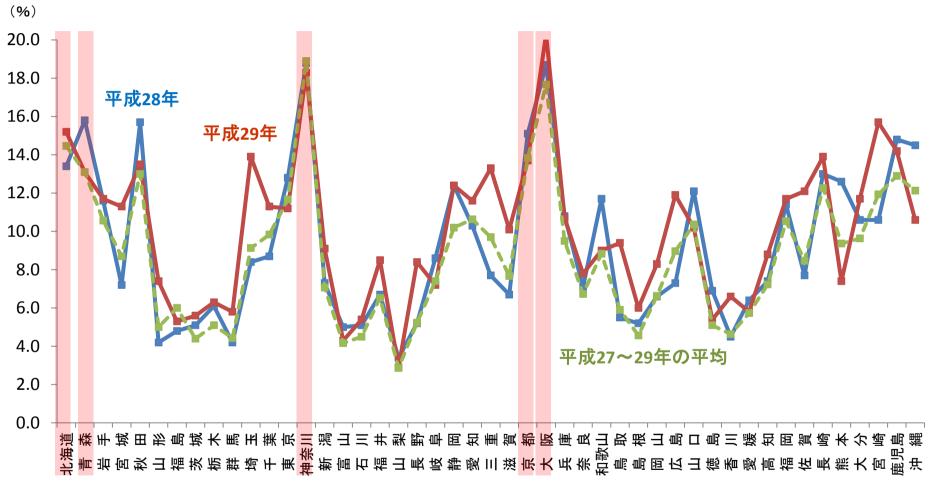
- 「未満率」とは、最低賃金額を改正する前に、最低賃金額を下回っている労働者割合である。
- ※ 事業所規模30人未満(製造業等は100人未満)を調査対象としている。

本年度の重点監督等

- 前年度と同時期に、同規模(約15,000件)の重点監督を実施
- 重点監督と合わせ、社労士・中小企業診断士等の専門家による収益力向上のため の個別相談会を実施
- 上記に加え、一部の労働局では、地方自治体と、最低賃金違反の情報提供等に関 する協定を締結するなど、最低賃金の履行確保を一層推進

小規模事業所における最低賃金引上げの影響①



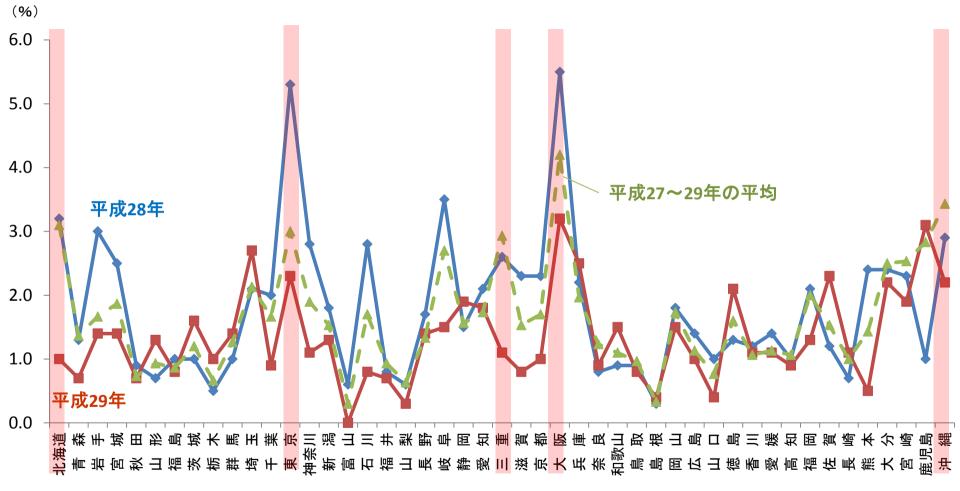


- (※1)「影響率」とは、最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者割合。
- (※2) 網掛けは、平成27年から平成29年までの3年間の影響率の平均が上位5位の都道府県。

出所:厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」

小規模事業所における最低賃金引上げの影響②

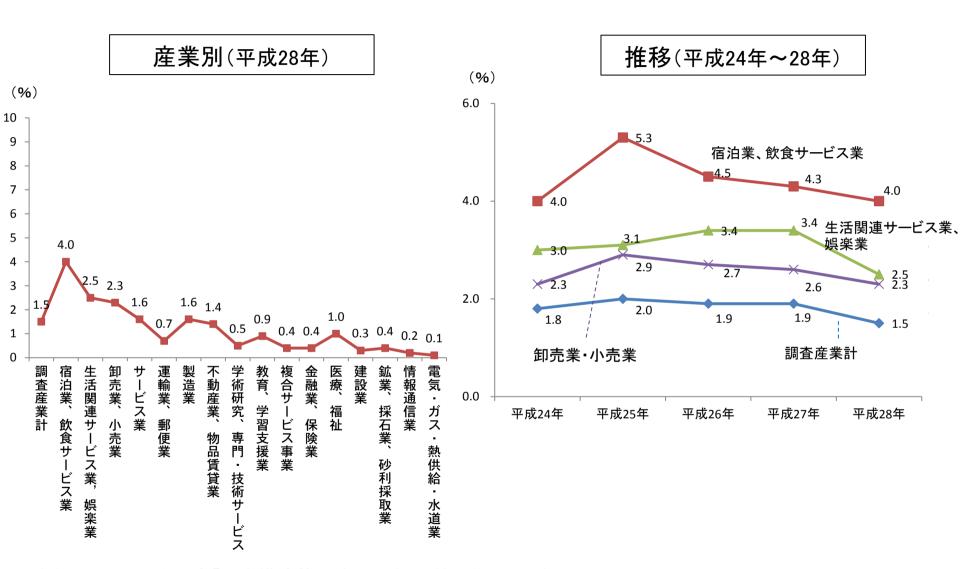




- (※1)「未満率」とは、最低賃金額を改正する前に、最低賃金額を下回っている労働者割合。
- (※2) 網掛けは、平成27年から平成29年までの3年間の未満率の平均が上位5位の都道府県。

出所:厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」

最低賃金の未満率(産業別)



(資料出所)厚生労働省「賃金構造基本統計調査」を特別集計したもの

- ※ 「未満率」とは、最低賃金額を改正する前に、最低賃金額を下回っている労働者割合である。
- ※ 調査対象事業所には、事業規模1~4人は含まれていない。
- ※ 平成29年分は、今後、特別集計を実施。

「生衛業『稼ぐカ』応援チーム」の全国展開

平成29年度開催実績

〇 平成29年度の「生衛業『稼ぐ力』応援チーム」による収益力向上セミナーの開催 実績や課題点などは、以下のとおりであった。

【開催実績】 ・全国29箇所、参加者数約1,800人、対象業種:飲食店営業、理美容、クリーニング等

- 【課題点・参加者からの声】
 - ・業種別セミナーやワークショップといった開催方式を検討して欲しい。
 - ・講演時間が短かったため、もっと長くしてほしい。
 - ・開催会場をもっと増やして、収益力向上に関する情報を得られる機会を増やして欲しい。

平成30年度開催予定

- 平成30年度の収益力向上セミナーについては、平成29年度の開催実績や課題点等を踏まえ、以下①、②の研修会に引き続き開催するとともに、単独での開催も予定。
 - ①(公財)全国生活衛生営業指導センターが実施する既存の経営セミナー ⇒全国7箇所で開催、1箇所当たり100人前後の参加を予定
 - ② (公財) 全国生活衛生営業指導センターが実施する既存の経営特別相談員研修会 ⇒全国47都道府県で開催、1箇所当たり50人前後の参加を予定
 - ③上記以外の新規単独での開催
 - ⇒全国47都道府県において、四半期に1回程度開催、1回当たり30~100人前後の参加を予定しており、業種別開催やワークショップ形式による開催も検討。
- 〇 セミナーの開催趣旨を浸透させるため、新規単独開催のセミナーを中心に、事前に 厚生労働省ホームページ、生衛組合の広報誌など様々な媒体を活用して開催の周知を行う。

(参考)平成29年度「生衛業『稼ぐ力』応援チーム」の開催の模様

〇平成29年2月20日(火)東京会場

「生衛業『稼ぐカ』応援チーム」による収益力向上セミナー

受講者:100名程度(対象業種:飲食、宿泊、理美容、クリーニング等)



田畑厚生労働大臣政務官にご出席いただき、セミナー冒頭に「生活衛生関係営業の収益力向上への取り組みを促進し、最低賃金の引上げへの実現に繋がるようしっかりと支援してまいりたい」とご挨拶いただいた。